

地方財政審議会付議（説明）案件

令和8年1月9日（金）

（案件名）

- ・ 令和8年度地方債計画について（説明案件）

自治財政局地方債課

森山管理官（内23392）

○ 地方財政法（抄）

（昭和23年法律第109号）

（地方債の協議等）

第五条の三

地方公共団体は、地方債を起こし、又は起こそうとし、若しくは起こした地方債の起債の方法、利率若しくは償還の方法を変更しようとする場合には、政令で定めるところにより、総務大臣又は都道府県知事に協議しなければならない。ただし、軽微な場合その他の総務省令で定める場合は、この限りでない。

- 10 総務大臣は、毎年度、政令で定めるところにより、総務大臣又は都道府県知事が第一項の規定による協議における同意並びに次条第一項及び第三項から第五項まで並びに地方公共団体の財政の健全化に関する法律第十三条第一項に規定する許可をするかどうかを判断するために必要とされる基準を定め、並びに第七項各号に掲げる地方債並びに次条第一項及び第三項から第五項まで並びに同法第十三条第一項の規定により許可をする地方債の予定額の総額その他政令で定める事項に関する書類を作成し、これらを公表するものとする。
- 11 総務大臣は、第一項の規定による協議における総務大臣の同意並びに前項に規定する基準の作成及び同項の書類の作成については、地方財政審議会の意見を聴かなければならない。

令和8年度地方債計画

（通常収支分）

（単位：億円、％）

項 目	令和8年度 計画額 (A)	令和7年度 計画額 (B)	差 引 (A)-(B) (C)	増 減 率 (C)/(B)×100
一 一般会計債				
1 公共事業等	15,765	15,908	△ 143	△ 0.9
2 公営住宅建設事業	1,083	1,100	△ 17	△ 1.5
3 災害復旧事業	1,127	1,127	0	0.0
4 教育・福祉施設等整備事業	6,726	5,723	1,003	17.5
(1) 学校教育施設等	3,143	2,670	473	17.7
(2) 社会福祉施設	365	367	△ 2	△ 0.5
(3) 一般廃棄物処理	1,989	1,603	386	24.1
(4) 一般補助施設等	692	546	146	26.7
(5) 施設（一般財源化分）	537	537	0	0.0
5 一般単独事業	28,125	26,625	1,500	5.6
(1) 一般	3,043	2,493	550	22.1
(2) 地域活性化	690	690	0	0.0
(3) 防災対策	871	871	0	0.0
(4) 地方道路等	3,921	3,221	700	21.7
(5) 旧合併特例	1,400	2,500	△ 1,100	△ 44.0
(6) 緊急防災・減災	5,000	5,000	0	0.0
(7) 公共施設等適正管理	4,500	4,500	0	0.0
(8) 緊急自然災害防止対策	4,000	4,000	0	0.0
(9) 緊急浚渫推進	1,100	1,100	0	0.0
(10) 脱炭素化推進	900	900	0	0.0
(11) こども・子育て支援	450	450	0	0.0
(12) デジタル活用推進	1,350	900	450	50.0
(13) 高等学校教育改革等推進	900	-	900	皆増
6 辺地及び過疎対策事業	6,700	6,490	210	3.2
(1) 辺地対策	600	590	10	1.7
(2) 過疎対策	6,100	5,900	200	3.4
7 公共用地先行取得等事業	345	345	0	0.0
8 行政改革推進	700	700	0	0.0
9 調整	100	100	0	0.0
計	60,671	58,118	2,553	4.4
二 公営企業債				
1 水道事業	7,912	7,339	573	7.8
2 工業用水道事業	398	420	△ 22	△ 5.2
3 交通事業	1,652	1,584	68	4.3
4 電気事業・ガス事業	173	260	△ 87	△ 33.5
5 港湾整備事業	634	618	16	2.6
6 病院事業・介護サービス事業	6,378	5,998	380	6.3
7 市場事業・と畜場事業	456	395	61	15.4
8 地域開発事業	991	1,346	△ 355	△ 26.4
9 下水道事業	15,373	13,918	1,455	10.5
10 観光その他事業	100	107	△ 7	△ 6.5
計	34,067	31,985	2,082	6.5
合 計	94,738	90,103	4,635	5.1

(単位：億円、%)

項 目		令和8年度 計画額 (A)	令和7年度 計画額 (B)	差 引 (A)-(B) (C)	増 減 率 (C)/(B) × 100
三 臨 時 財 政 対 策 債		0	0	0	0.0
四 退 職 手 当 債		-	800	△ 800	△ 100.0
五 国 の 予 算 等 貸 付 金 債		(139)	(176)	(△ 37)	(△ 21.0)
総 計		(139) 94,738	(176) 90,903	(△ 37) 3,835	(△ 21.0) 4.2
内 訳	普 通 会 計 分	61,448	59,620	1,828	3.1
	公 営 企 業 会 計 等 分	33,290	31,283	2,007	6.4
資 金 区 分					
公 的 資 金		40,292	38,761	1,531	3.9
財 政 融 資 資 金		23,546	22,688	858	3.8
地 方 公 共 団 体 金 融 機 構 資 金		16,746	16,073	673	4.2
(国 の 予 算 等 貸 付 金)		(139)	(176)	(△ 37)	(△ 21.0)
民 間 等 資 金		54,446	52,142	2,304	4.4
市 場 公 募		34,000	32,600	1,400	4.3
銀 行 等 引 受		20,446	19,542	904	4.6

その他同意等の見込まれる項目

- 1 第1次国土強靱化実施中期計画に基づき推進が特に必要となる施策に係る直轄事業及び補助事業の地方負担額に対して発行する防災・減災・国土強靱化緊急対策事業債
- 2 地方税等の減収が生じることとなる場合において発行する減収補填債
- 3 公営企業の資金不足額が発生又は拡大することとなる場合において発行する令和6年能登半島地震減収対策企業債
- 4 財政再生団体が発行する再生振替特例債
- 5 資金区分の変更等を行う場合において発行する借換債
- 6 国の補正予算又は予備費に伴う補正予算債

(備 考)

国の予算等貸付金債の()書は、災害援護資金貸付金などの国の予算等に基づく貸付金を財源とするものであって外書である。

農業構造転換集中対策事業債については、一般補助施設整備等事業の内数である。

公営企業経営改善特例債については、一般事業の内数である。

令和8年度地方債計画

(東日本大震災分)

復旧・復興事業

(単位：億円、%)

項 目		令和8年度 計画額 (A)	令和7年度 計画額 (B)	差 引 (A)-(B) (C)		増 減 率 (C)/(B) × 100
一	一般会計債					
	公営住宅建設事業	8	10	△	2	△ 20.0
	災害復旧事業	1	1		0	0.0
	一般単独事業	2	1		1	100.0
公	営企業債					
	水道事業	4	3		1	33.3
	下水道事業	1	-		1	皆増
国の予算等貸付金債		(1)	(1)	(0)	(0)	(0.0)
総 計		(1)	(1)	(0)	(0)	(0.0)
		16	15		1	6.7
内 訳	普通会計分	10	11	△	1	△ 9.1
	公営企業会計等分	6	4		2	50.0
資金 区分	公 的 資 金					
	財政融資資金	12	11		1	9.1
	地方公共団体金融機構資金	4	4		0	0.0
	(国の予算等貸付金)	(1)	(1)	(0)	(0)	(0.0)

その他同意等の見込まれる項目

- 1 東日本大震災復興特別会計予算に係る国庫支出金を受けて事業を実施する場合に発行する一般補助施設整備等事業債
- 2 上記以外の東日本大震災復興特別会計予算に係る国庫支出金を受けて事業を実施する場合に発行する公営企業債
- 3 上記以外の公営企業の事業区分において発行する震災減収対策企業債

(備 考)

国の予算等貸付金債の()書は、国の予算等に基づく貸付金を財源とするものであって外書である。

(参考)

令和8年度地方債計画
(通常収支分と東日本大震災分の合計)

(単位：億円、%)

項 目	令和8年度 計画額(A)	令和7年度 計画額(B)	差 引 (A)-(B) (C)	増 減 率 (C)/(B)×100
一 一般会計債				
1 公共事業等	15,765	15,908	△ 143	△ 0.9
2 公営住宅建設事業	1,091	1,110	△ 19	△ 1.7
3 災害復旧事業	1,128	1,128	0	0.0
4 教育・福祉施設等整備事業	6,726	5,723	1,003	17.5
(1) 学校教育施設等	3,143	2,670	473	17.7
(2) 社会福祉施設	365	367	△ 2	△ 0.5
(3) 一般廃棄物処理	1,989	1,603	386	24.1
(4) 一般補助施設等	692	546	146	26.7
(5) 施設(一般財源化分)	537	537	0	0.0
5 一般単独事業	28,127	26,626	1,501	5.6
(1) 一般	3,045	2,494	551	22.1
(2) 地域活性化	690	690	0	0.0
(3) 防災対策	871	871	0	0.0
(4) 地方道路等	3,921	3,221	700	21.7
(5) 旧合併特例	1,400	2,500	△ 1,100	△ 44.0
(6) 緊急防災・減災	5,000	5,000	0	0.0
(7) 公共施設等適正管理	4,500	4,500	0	0.0
(8) 緊急自然災害防止対策	4,000	4,000	0	0.0
(9) 緊急浚渫推進	1,100	1,100	0	0.0
(10) 脱炭素化推進	900	900	0	0.0
(11) こども・子育て支援	450	450	0	0.0
(12) デジタル活用推進	1,350	900	450	50.0
(13) 高等学校教育改革等推進	900	-	900	皆増
6 辺地及び過疎対策事業	6,700	6,490	210	3.2
(1) 辺地対策	600	590	10	1.7
(2) 過疎対策	6,100	5,900	200	3.4
7 公共用地先行取得等事業	345	345	0	0.0
8 行政改革推進	700	700	0	0.0
9 調整	100	100	0	0.0
計	60,682	58,130	2,552	4.4
二 公営企業債				
1 水道事業	7,916	7,342	574	7.8
2 工業用水道事業	398	420	△ 22	△ 5.2
3 交通事業	1,652	1,584	68	4.3
4 電気事業・ガス事業	173	260	△ 87	△ 33.5
5 港湾整備事業	634	618	16	2.6
6 病院事業・介護サービス事業	6,378	5,998	380	6.3
7 市場事業・と畜場事業	456	395	61	15.4
8 地域開発事業	991	1,346	△ 355	△ 26.4
9 下水道事業	15,374	13,918	1,456	10.5
10 観光その他事業	100	107	△ 7	△ 6.5
計	34,072	31,988	2,084	6.5
合 計	94,754	90,118	4,636	5.1

(単位：億円、%)

項 目		令和8年度 計画額 (A)	令和7年度 計画額 (B)	差 引 (A)-(B) (C)	増 減 率 (C)/(B) × 100
三 臨 時 財 政 対 策 債		0	0	0	0.0
四 退 職 手 当 債		-	800	△ 800	△ 100.0
五 国 の 予 算 等 貸 付 金 債		(140)	(177)	(△ 37)	(△ 20.9)
総 計		(140)	(177)	(△ 37)	(△ 20.9)
		94,754	90,918	3,836	4.2
内 訳	普 通 会 計 分	61,458	59,631	1,827	3.1
	公 営 企 業 会 計 等 分	33,296	31,287	2,009	6.4
資 金 区 分					
公 的 資 金		40,308	38,776	1,532	4.0
財 政 融 資 資 金		23,558	22,699	859	3.8
地 方 公 共 団 体 金 融 機 構 資 金		16,750	16,077	673	4.2
(国 の 予 算 等 貸 付 金)		(140)	(177)	(△ 37)	(△ 20.9)
民 間 等 資 金		54,446	52,142	2,304	4.4
市 場 公 募		34,000	32,600	1,400	4.3
銀 行 等 引 受		20,446	19,542	904	4.6

その他同意等の見込まれる項目

- 1 第1次国土強靱化実施中期計画に基づき推進が特に必要となる施策に係る直轄事業及び補助事業の地方負担額に対して発行する防災・減災・国土強靱化緊急対策事業債
- 2 地方税等の減収が生じることとなる場合において発行する減収補填債
- 3 公営企業の資金不足額が発生又は拡大することとなる場合において発行する令和6年能登半島地震減収対策企業債
- 4 財政再生団体が発行する再生振替特例債
- 5 資金区分の変更等を行う場合において発行する借換債
- 6 国の補正予算又は予備費に伴う補正予算債
- 7 東日本大震災復興特別会計予算に係る国庫支出金を受けて事業を実施する場合に発行する一般補助施設整備等事業債
- 8 東日本大震災復興特別会計予算に係る国庫支出金を受けて事業を実施する場合に発行する公営企業債
- 9 公営企業の事業区分において発行する震災減収対策企業債

(備 考)

国の予算等貸付金債の()書は、災害援護資金貸付金などの国の予算等に基づく貸付金を財源とするものであって外書である。

農業構造転換集中対策事業債については、一般補助施設整備等事業の内数である。

公営企業経営改善特例債については、一般事業の内数である。

令和8年度地方債計画について①

令和8年度地方債計画については、物価高が継続する中、地方公共団体の官公需における適切な価格転嫁の取組の推進が求められていることを踏まえ、道路や施設の改修等の投資的経費(単独)の確保とともに、地方公共団体が緊急に実施する防災・減災対策、公共施設等の適正管理、地域の脱炭素化、こども・子育て支援、自治体DX・地域社会DXの推進、地域の実情に応じた高校教育改革、地域の活性化への取組等を着実に推進できるよう、所要の地方債資金の確保を図ることとする。併せて、東日本大震災に関連する事業を円滑に推進できるよう、所要額についてその全額を公的資金で確保を図ることとして、通常収支分、東日本大震災分のそれぞれについて策定している。

1 通常収支分

(1) 概況

総額は9兆4,738億円となり、前年度に比べて3,835億円、4.2%の増となっている。

このうち、普通会計分は6兆1,448億円で、前年度に比べて1,828億円、3.1%の増、公営企業会計等分は3兆3,290億円で、前年度に比べて2,007億円、6.4%の増となっている。

(2) 高等学校教育改革等推進事業(仮称)の創設

地方公共団体が、高校教育改革に関する基本方針(グランドデザイン(仮称))を踏まえ、公立高校等における今後の社会・経済の発展を支える人材育成に向けた取組を進められるよう、高等学校教育改革等推進事業(仮称)を創設することとし、900億円を計上している。

(3) 農業構造転換集中対策事業債(仮称)の創設

地方公共団体が、農業構造転換集中対策として国の「別枠予算」により実施する農業農村整備(農地の大区画化等)や共同利用施設の再編集約・合理化に取り組んでいけるよう、農業構造転換集中対策事業債(仮称)を創設することとし、一般補助施設整備等事業において153億円を計上している。

(4) 公営企業経営改善特例債(仮称)の創設

地方公共団体が、広域化等をはじめとする公営企業の経営改善の取組を円滑に行うことができるよう、これらの取組に伴い公営企業に係る特別会計の廃止等を行う場合に必要となる一般会計の負担を平準化するため、公営企業経営改善特例債(仮称)を創設(地方財政法を改正)することとし、一般事業において50億円を計上している。

(5) 緊急防災・減災事業の推進

令和8年度以降も、地方公共団体が、引き続き喫緊の課題である防災・減災対策に取り組んでいけるよう、緊急防災・減災事業を令和12年度まで延長するとともに、対象事業を拡充(指定避難所における厨房設備、入浴設備及び洗濯設備の整備等)することとし、5,000億円を計上している。

(6) 緊急自然災害防止対策事業の推進

令和8年度以降も、地方公共団体が、引き続き緊急に自然災害を防止するための社会基盤の整備に取り組んでいけるよう、緊急自然災害防止対策事業を令和12年度まで延長するとともに、対象事業を拡充(災害の発生予防、拡大防止のために実施する橋梁の除却)することとし、4,000億円を計上している。

令和8年度地方債計画について②

(7) 緊急浚渫推進事業の推進

地方公共団体が、緊急に河川等の浚渫を実施できるよう、1,100億円を計上している。

(8) 公共施設等の適正管理の推進

地方公共団体が、公共施設等の適正管理に積極的に取り組んでいけるよう、公共施設等適正管理推進事業において、対象を拡充(集約化・複合化等に伴う公営住宅等の除却)することとし、4,500億円を計上している。

(9) 脱炭素化推進事業の推進

令和8年度以降も、地方公共団体が、引き続き地域脱炭素の取組を積極的に実施できるよう、脱炭素化推進事業を令和12年度まで延長するとともに、対象事業を拡充(空調等の各設備を個別に省エネルギー基準に適合させる改修等)することとし、900億円を計上している。

(10) こども・子育て支援事業の推進

地方公共団体が、地域の実情に応じてこども・子育て支援機能強化のための施設整備・改修、施設的环境改善を速やかに実施できるよう、450億円計上している。

(11) デジタル活用推進事業の推進

地方公共団体が、デジタル技術を活用した行政運営の効率化・地域の課題解決等に向けて情報システムや情報通信機器等の整備に取り組んでいけるよう、デジタル活用推進事業において、対象事業を拡充(サイバーセキュリティ対策の強化に必要なシステムの整備)することとし、1,350億円(前年度に比べて450億円、50.0%増)を計上している。

(12) 過疎対策事業の推進

資材価格等の高騰による建設事業費の上昇を踏まえつつ、過疎地域の持続的発展に関する施策に取り組んでいけるよう、6,100億円(前年度に比べて200億円、3.4%の増)を計上している。

(13) 地方公営企業による生活関連社会資本の整備の推進

上下水道の老朽化対策をはじめとする、住民生活に密接に関連した社会資本の整備を着実に推進できるよう、所要額を計上している。

(14) 地方債資金の確保

公的資金については、前年度と同程度の割合(全体の42.5%)を確保している。また、民間等資金については、その円滑な調達を図るため、共同発行市場公募債としてグリーンボンドを発行するなど、市場公募地方債の発行を引き続き推進することとしている。

(15) 財政融資資金の償還期限の延長

過疎対策事業のうち、保育所、児童館、認定こども園、高齢者保健福祉施設、障害者(児)福祉施設、市町村保健センター及びびこども家庭センターの整備について、償還期限(現行は12年以内(据置期間3年以内))を以下のとおり延長することとしている。

① 利率見直し方式について、25年以内(うち据置期間3年以内)。

② 固定金利方式について、公共施設マネジメント特別分(うち据置期間3年以内)。

令和8年度地方債計画について③

2 東日本大震災分

(1) 概況

復旧・復興事業として総額16億円を計上している。

(2) 地方債資金の確保

東日本大震災分については、その所要額について全額を公的資金で確保することとしている。

【参考1】 通常分・特別分の状況(通常収支分と東日本大震災分の合計)

(単位:億円、%)

区分	令和8年度 (A)	令和7年度 (B)	増減額 (A)-(B) (C)	増減率 (C)/(B) × 100
普通会計分	61,458	59,631	1,827	3.1
通常分	53,758	51,131	2,627	5.1
特別分	7,700	8,500	△800	△9.4
臨時財政対策債	0	0	0	0.0
財源対策債	7,600	7,600	0	0.0
退職手当債	—	800	△800	△100.0
調整	100	100	0	0.0
公営企業会計等分	33,296	31,287	2,209	6.4
総計	94,754	90,918	3,836	△4.2
通常分	87,054	82,418	4,636	5.6
特別分	7,700	8,500	△800	△9.4

(注)1 公営企業会計等分はすべて通常分である。

2 財源対策債については、公共事業等債等の内数である。

令和8年度地方債計画について③

【参考2】 地方債資金の構成内訳(通常収支分と東日本大震災分の合計)

(単位:億円,%)

区分	令和8年度計画		令和7年度計画		差引		増減率 (C)/(B)×100
	(A)	構成比	(B)	構成比	(A)-(B)	(C)	
公的資金	40,308	42.5	38,776	42.6	1,532	4.0	
財政融資金	23,558	24.9	22,699	25.0	859	3.8	
地方公共団体金融機構資金	16,750	17.7	16,077	17.7	673	4.2	
(国の予算等貸付金)	(140)	—	(177)	—	(△37)	(△20.9)	
民間等資金	54,446	57.5	52,142	57.4	2,304	4.4	
市場公募	34,000	35.9	32,600	35.9	1,400	4.3	
銀行等引受	20,446	21.6	19,542	21.5	904	4.6	
合計	94,754	100.0	90,918	100.0	3,836	4.2	

(注)1 市場公募地方債については、借換債を含め6兆3,600億円(前年度比△500億円、0.8%減)を予定している。

2 国の予算等貸付金の()書は、災害援護資金貸付金などの国の予算等に基づく貸付金を財源とするものであって合計には含めていない。

令和8年度市場公募地方債について

【令和8年度市場公募地方債発行予定額（借換分を含む）】

合計 6.4兆円程度（⑦ 6.4兆円程度）



（注1）上記数値は、表示数値未滿を四捨五入したものであるので、合計と一致しない場合がある。

（注2）上記の発行予定額は変更される可能性がある。

（注3）共同発行分には、共同発行分（グリーンボンド）での発行を予定している額を含む。

（注4）フレックス分には、償還年限未定分を計上している。

〈参考〉市場公募地方債の地方債計画（当初）計上額推移

（単位：兆円）

	H29	H30	H31	R2	R3	R4	R5	R6	R7	R8
市場公募地方債計画額	3.8	3.8	3.9	3.9	4.5	3.7	3.4	3.3	3.3	3.4
地方債計画総額に占める割合	32.8%	32.8%	32.8%	32.8%	32.8%	35.9%	35.9%	35.9%	35.9%	35.9%